

職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、ひとり親家庭が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、ひとり親家庭の自立支援を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、NPO法人の他実施主体が認めた者

(4) 実施方法

母子家庭等就業・自立支援センターと連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4, 4 8 2 千円

事務所経費 1, 6 4 0 千円

(2) 補助率

国 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市 1 / 2)

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

1 目的

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭の母について、戸別訪問による相談支援や就業活動支度を支援することにより、母子家庭の母の自立支援に係る体制の整備を図る。

2 事業の内容

(1) 事業内容

ア 戸別訪問による相談支援等

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど、自発的に就業に向けた活動を行うことが困難な母子家庭の母（以下「支援対象者」という。）について戸別訪問を行い、母子家庭の母が抱える様々な不安や悩みを聞き相談支援を行うとともに、母子家庭の自立支援に関する情報提供や地域活動への参加支援等を行い、母子自立支援プログラム策定等事業等の就業支援施策の活用結びつける。

また、就業支援施策の活用結びつけた後についても、戸別訪問を行い、就業に向けた活動を支援する。

イ 就職活動支度の費用についての支援

上記アによる支援を受けた支援対象者が、母子自立支援プログラムを策定後、当該プログラムに基づいて就業に向けた活動を行うことを支援するため、就業活動に必要な被服等の購入に要した費用について支援する。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市及び福祉事務所設置町村

(3) 事業者

母子福祉団体、NPO法人その他都道府県が適当と認めた者

(4) 事業の実施方法

ア 戸別訪問員は、社会的信望があり、2の(1)のアに定める業務を行うのに必要な熱意と識見を持つと実施主体の長が認める者とする。

イ 就業活動に必要な被服等の購入費用の支援については、精算払いの方法とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

ア 戸別訪問による相談支援等

年額2,577千円

イ 就職活動支度の費用についての支援

支援対象者1人当たり 50千円（実際に要した費用が50千円を下回る場合は、当該額）

(2) 補助率

ア 戸別訪問による相談支援等

国1／2（都道府県・市・福祉事務所設置町村1／2）

イ 就職活動支度の費用についての支援業
定額

4 対象経費

（1）戸別訪問による相談支援等

戸別訪問事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

（2）就職活動支度の費用についての支援

就職活動支度の費用の支援に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

1 目的

ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の内容

ひとり親家庭等の在宅就業を推進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を実践する。

(2) 事業の実施主体

都道府県及び市

(3) 事業者

都道府県が適当と認める者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 補助率

定額

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、共催費、報奨金、賃金、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業

1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

婦人保護施設等の退所者等に対して、適切な就業環境を与えると同時に適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人・NPO等に委託して行う。

(2) 対象者

婦人保護施設、婦人相談所一時保護所の退所（予定）者

(3) 実施方法

婦人相談所と連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

(4) 事業の実施主体

都道府県

(5) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人その他都道府県が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4,482千円

事務諸経費 1,640千円

(2) 補助率

国1/2（都道府県1/2）

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

1 事業の目的

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人・NPO等に委託して行う。

(2) 対象者

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親の退所（予定）者及び保護者

(3) 実施方法

児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置して実施する。

(4) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

(5) 事業者

職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人その他都道府県等が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1チーム当たり年額

賃 金 4, 482千円

事務諸経費 1, 640千円

(2) 補助率

国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2）

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

1 事業の目的

児童養護施設等の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具や食品の安全のための機器の更新、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入など環境改善を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 施設内遊具の安全対策

老朽化や構造上の理由等安全面の向上を図るため大型遊具の撤去・新設を図る

(2) 食品の安全対策

大型冷蔵庫や食器格納庫等食品の衛生管理に必要な備品についての老朽化等による撤去・新設を図ることにより、食品の安全性を確保する。

(3) 児童入所施設等の生活環境改善

老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児用呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品や、フローリング貼・カーペット敷等の更新や内部改修を図る

(4) 地域子育て支援拠点の環境改善

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を図る

(5) 児童相談所の環境改善

① 相談に訪れた子どもや保護者が心理的に安心できる空間づくりに資するよう、老朽化した相談室等の内装や備品（カーペット敷、面談机、椅子、ロッカー等）の改善及び更新を図る

② 効率的かつ円滑な事務処理が可能となるよう、児童等の指導記録作成のために必要なパソコン、プリンター等の更新を図る

(6) 学習環境改善

① 児童福祉施設入所児（者）のパソコン技術習得のためのパソコンを整備し、施設退所後の就業の促進を図るとともに、地域小規模児童養護施設等を実施している施設について、パソコン通信を活用し本体施設と一体となった児童の処遇の実現を図る

② 母子家庭等就業・自立支援センターの事務の効率化のため、パソコンの更新及び新規購入を行う

③ 都道府県社会福祉協議会等が施設退所者・自立援助ホーム入所者及び母子家庭等に対し、就職活動又は在宅就業を支援するために必要な貸し出し用のパソコン等の購入を行う

(7) 児童相談体制整備対策

① 児童相談所において安全確認等を実施する際に必要な車輛の購入等、立入調査状況や接近禁止命令違反認知時の証拠保全のために必要なビデオカメラ、ビデオデッ

キ、カメラ、ICレコーダー等及び立入調査時等における職員の安全確保のための耐刃防護衣、安全靴等の整備を図る

- ② 市町村において実施する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用の電動アシスト自転車や乳児体重計・体重台等の整備を図る

(8) 賃貸・改修等の補助対象の拡大

- ① 既存建物を借り上げてファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用の補助を行う
- ② 既存建物を借り上げてファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う
- ③ 自前建物でファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う

3 対象施設等・実施主体・補助基準額等

事業	対象施設等	実施主体	補助基準額	補助率	対象経費
2(1)	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童相談所の一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所（一時保護所含む）、里親、母子家庭等就業・自立支援センター	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 2,300千円	国1/2 （都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市1/2）	改修費、備品購入費、大型遊具撤去・新設等にかかる経費
2(2)			1施設当たり 6,500千円		
2(3)			1施設当たり 9,000千円		
2(4)	地域子育て支援拠点	市町村	1施設当たり 8,000千円	国1/2 （都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4）	改修費、備品購入費
2(5)	児童相談所	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1施設当たり 8,000千円	国1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4	備品購入費
2(6)	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、ファミリーホーム、自立援助ホーム、婦人保護施設、婦人相談所（一時保護所含む）、	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	①は 1,400千円	ただし、2の(7)の②については、市	備品購入費
②は 1,000千円					
③は 4,000千円					

	里親、母子家庭等就業・自立支援センター			町村1/2))	
2(7)					
①	児童相談所	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1施設当たり 5,090千円		備品購入費
②	市町村	市町村	1市町村当たり 1,040千円		備品購入費
2(8)	ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、児童養護施設分園型自活訓練事業、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センター、婦人保護施設の地域生活移行支援施設	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 賃借料補助 年額3,000千円 1施設当たり 改修費補助 8,000千円		改修費、賃貸料

※1 事業の番号は「2 事業内容」の番号

※2 2(6)の補助基準額の番号は「2 事業内容」の(6)の番号

4 環境改善対象施設等の設置主体（事業者）

社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、NPO法人、里親、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

1 事業の目的

社会的養護施設において被虐待児の他、障害児が増加している一方、障害児施設にも被虐待児の増加が見られるなど高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図るとともに、相談体制の充実のため、児童家庭相談に携わる者の資質向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 児童養護施設等施設職員の研修

① 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図る。

② 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員を障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において専門性の共有化のための実践研修を行う。また、事業の実施にあたり、都道府県に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

(2) 児童家庭相談に携わる者の研修

① 児童相談所職員

児童相談所職員（一時保護所職員を含む）の資質向上を図るため、職員の各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

② 市町村職員等

市町村において児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員の資質向上のため、各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

3 実施方法

(1) 2の(1)の事業

事業の実施者である都道府県等が、自ら又は都道府県福祉人材センター等（研修調整機関）に委託し、4に定める職員を研修に派遣する。なお、研修調整機関に委託する場合は、研修コーディネーターが研修希望者の登録、研修受入可能人数等の登録、受入と送り出し時期・期間・人数等の調整、勤務条件等の確認、代替職員のあっせん・費用の交付、研修に伴う旅費等の支給について調整の上、行うこと。

(2) 2の(2)の事業

事業の実施主体である都道府県等が、4に定める職員を各種研修等に派遣・参加さ

せることにより行う。

4 対象者・実施主体・補助基準額・補助率

事業	対象者（対象施設）	実施主体	補助基準額	補助率
2（1）	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、婦人保護施設、婦人相談所（一時保護所含む）の職員	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （実施主体同士の共同実施も可能とする。）	1 対象施設当たり（2年間）750千円 なお、調整機関事務費として上記に2,988千円を加算する	国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2）
2（2）				
	① 児童相談所職員（一時保護所職員含む）	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1 都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 895千円	国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2）
	② 市町村児童家庭相談担当職員、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等訪問者及び要保護児童対策地域協議会の構成員	市町村	1 市町村当たり 288千円	国1/2、市町村1/2

5 事業者

都道府県福祉人材センターその他都道府県、指定都市が適当と認めた者

6 対象経費

研修会等に必要な賃金（代替職員雇上げ経費等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費

その他事業（都道府県事務費）

1 事業の目的

安心こども基金に関する都道府県における事務処理に要する費用の一部を交付することにより、事務処理の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

安心こども基金に関する都道府県における事務処理に要する費用に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。

(2) 事業の実施主体

都道府県

3 補助基準額・補助割合

(1) 補助基準額

文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 補助率

国 1 / 2（国 1 / 2、都道府県 1 / 2）

4 対象経費

安心こども基金に関する都道府県の事務のために必要な職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料等

(別表)補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

○ 保育所緊急整備事業

< 本体工事 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 島根県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県	
定員20名以下	82,000	90,200	78,000	85,800	74,000	81,400	70,000	77,000
定員21～30名	86,000	94,600	82,000	90,200	80,000	88,000	76,000	83,600
定員31～40名	100,000	110,000	94,000	103,400	90,000	99,000	86,000	94,600
定員41～70名	114,000	125,400	108,000	118,800	102,000	112,200	98,000	107,800
定員71～100名	148,000	162,800	142,000	156,200	134,000	147,400	128,000	140,800
定員101～130名	178,000	195,800	170,000	187,000	160,000	176,000	154,000	169,400
定員131～160名	206,000	226,600	198,000	217,800	186,000	204,600	178,000	195,800
定員161～190名	234,000	257,400	224,000	246,400	212,000	233,200	200,000	220,000
定員191～220名	260,000	286,000	250,000	275,000	240,000	264,000	224,000	246,400
定員221～250名	288,000	316,800	276,000	303,600	262,000	288,200	246,000	270,600
定員251名以上	320,000	352,000	304,000	334,400	290,000	319,000	276,000	303,600
特殊附帯工事	12,480							
創設時における放課後児童クラブの併設	12,500							
設計料加算	総事業費の5%							
保育所開設準備費加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,640	1,804	2,920	3,212
定員21～30名	1,860	2,046	3,564	3,920
定員31～40名	2,480	2,728	4,320	4,752
定員41～70名	3,120	3,432	6,000	6,600
定員71～100名	4,400	4,840	9,000	9,900
定員101～130名	5,280	5,808	10,800	11,880
定員131～160名	6,600	7,260	13,500	14,850
定員161～190名	7,920	8,712	14,760	16,236
定員191～220名	9,240	10,164	17,220	18,942
定員221～250名	10,560	11,616	19,680	21,648
定員251名以上	11,880	13,068	22,140	24,354

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※認定こども園を構成する保育所を整備する場合、当該保育所の定員規模に該当する基準額とすること。

<空き教室等を活用し、保育所又は保育所分園を設置する場合>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
スペース確保費	3,000	3,300
改修費	13,000	14,300
設計料加算	総事業費の5%	
保育所開設準備費加算	整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2を定員数の増分加算	

※設計料加算については、改修費を算定する場合のみ加算すること。(スペース確保費には加算しない。)

○賃貸物件による保育所整備事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
賃借料	都道府県知事が認めた額。ただし、40,000千円以内とする。
改修費等(本園)	都道府県知事が認めた額。ただし、25,000千円以内とする。
改修費等(分園)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。
保育所開設準備費	都道府県知事が認めた額。ただし、30,000千円以内とする。
保育所開設準備費 (小規模な分園型保育施設)	都道府県知事が認めた額。ただし、15,000千円以内とする。

○子育て支援のための拠点施設整備事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜 県・静岡県・三重県・京都 府・大阪府・奈良県・鳥取 県・広島県・熊本県・鹿児 島県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山 県・島根県・岡山県・山口 県・香川県・高知県・佐賀 県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
本体整備	13,100	12,480	11,840	11,220
特殊附带工事	12,480			
解体撤去工事	748			
仮施設整備工事	1,322			

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

○放課後児童クラブ設置促進事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
設置促進事業	10,000	11,000

(2) 広域的保育所利用事業

<バス等購入・借上げ費>

単位:千円

	基準額(1送迎センター当たり)	
	購入する場合(1事業当たり)	借り上げる場合(年額)
バス等購入・借上げ費	15,000	7,500

<雇上費>

単位:千円

	基準額(1保育所および1送迎センター当たり年額)	
保育士雇上費	5,000	

単位:千円

	基準額(1送迎センター当たり年額)	
バス等運転手雇上費	5,000	

<事業費>

単位:千円

	基準額(1事業当たり年額)	
事業費	10,000	

(3) 家庭的保育改修等事業

○家庭的保育改修事業

単位:千円

	基準額(1事業当たり)	
保育所で行う場合	20,000	
保育所以外で行う場合	2,000	

○家庭的保育賃借料補助事業

単位:千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり月額)	
賃借料補助事業	50	

○家庭的保育者研修事業

単位:千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり)	
研修事業	133	

(4) 保育の質の向上のための研修事業等

○ 保育の質の向上のための研修事業等

単位：円

	基準額(登録保育士1人当たり)
都道府県が実施する場合	6,250
市町村が実施する場合	都道府県知事が必要と認めた額

○ 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

単位：千円

	基準額(コーディネーター1人当たり)
配置事業	4,000

(5) 認定こども園整備等事業

○ 認定こども園整備事業

< 本体工事 >

ア 認定こども園を構成する幼稚園を整備の場合

認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜 県・静岡県・三重県・京都 府・大阪府・奈良県・鳥取 県・広島県・熊本県・鹿児 島県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山 県・島根県・岡山県・山口 県・香川県・高知県・佐賀 県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
定員20名以下	57,400	54,600	51,800	49,000
定員21～30名	60,200	57,400	56,000	53,200
定員31～40名	70,000	65,800	63,000	60,200
定員41～70名	79,800	75,600	71,400	68,600
定員71～100名	103,600	99,400	93,800	89,600
定員101～130名	124,600	119,000	112,000	107,800
定員131～160名	144,200	138,600	130,200	124,600
定員161～190名	163,800	156,800	148,400	140,000
定員191～220名	182,000	175,000	168,000	156,800
定員221～250名	201,600	193,200	183,400	172,200
定員251名以上	224,000	212,800	203,000	193,200

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

ア 認定こども園を構成する幼稚園を整備の場合

認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	1,148	2,044
定員21～30名	1,302	2,495
定員31～40名	1,736	3,024
定員41～70名	2,184	4,200
定員71～100名	3,080	6,300
定員101～130名	3,696	7,560
定員131～160名	4,620	9,450
定員161～190名	5,544	10,332
定員191～220名	6,468	12,054
定員221～250名	7,392	13,776
定員251名以上	8,316	15,498

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○認定こども園事業費

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)	
	保育所型幼稚園機能部分	幼稚園型保育所機能部分
4歳以上児	10,000	12,000
3歳児	10,000	15,000
1・2歳児	—	39,000
乳児	—	72,000

(6) 認定こども園等の環境整備等事業

○ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

< 遊具等環境整備 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
遊具・運動用具・教具・衛生用品等	未定

< デジタルテレビ整備 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
デジタルテレビ (購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費)	未定
アンテナ工事	未定

○ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

単位: 円

	基準額
幼稚園教諭一人当たり	6,250